

日興アクティブバリュー

追加型投信／国内／株式

割安な株をみきわめ、
中長期的な収益をねらう



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「日興アセットマネジメント」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年1月25日に関東財務局長に提出しており、2012年1月26日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日 1959年12月1日
資 本 金 173億6,304万円
運用する投資信託財産の
合 計 純 資 産 総 額 6兆6,345億円

(2012年5月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

長期的な観点から、わが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

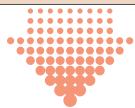
1 | ファンダメンタルズ分析とバリュエーション分析により、割安と判断される銘柄に投資します。

〈ファンダメンタルズ分析〉

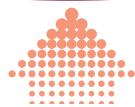
企業訪問を中心としたボトムアップ・アプローチにより、個別企業のファンダメンタルズを分析

〈バリュエーション分析〉

ファンダメンタルズ分析をベースに、個別企業ごとに株価水準を多面的に分析し、ファンダメンタルズに対し割安である銘柄を選定



ポートフォリオの構築



リスク分析

◆ファンダメンタルズ

ファンダメンタルズとは、利益水準、キャッシュフロー、資産価値などの企業の現在あるいは将来における内在価値をいいます。

◆ボトムアップ・アプローチ

ボトムアップ・アプローチとは、ファンドマネージャー、企業調査アナリストが直接企業訪問するなどして行なった調査に基づき、個別銘柄を分析する手法です。

2 | 長期的な観点から、わが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。

■長期的な観点から、わが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

3 | 実質的な株式組入比率は、原則として100%を維持します。

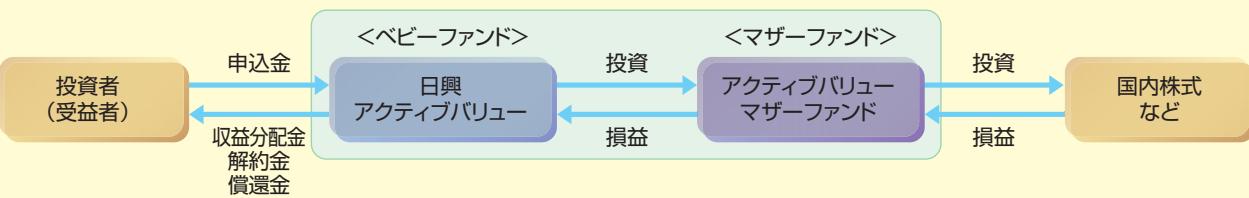
■「アクティブラリュー マザーファンド」および株価指数先物取引を含む実質的な株式組入比率は100%を保つことを基本とします。

■市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。

- ・外貨建資産への投資は行ないません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

○リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2012年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額 7,805円
純資産総額 20.10億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金込基準価額は、2002年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金込基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2007年10月	2008年10月	2009年10月	2010年10月	2011年10月	設定来累計
100円	0円	0円	0円	0円	900円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比 率
株式	97.3%
うち先物	2.1%
CB	0.0%
公社債	0.0%
現金その他	4.8%

※当ファンドの実質組入比率です。

<国内株式組入上位5業種>

	業 種	比 率
1	電気機器	11.8%
2	輸送用機器	11.2%
3	銀行業	9.1%
4	情報・通信業	8.3%
5	化学	8.0%

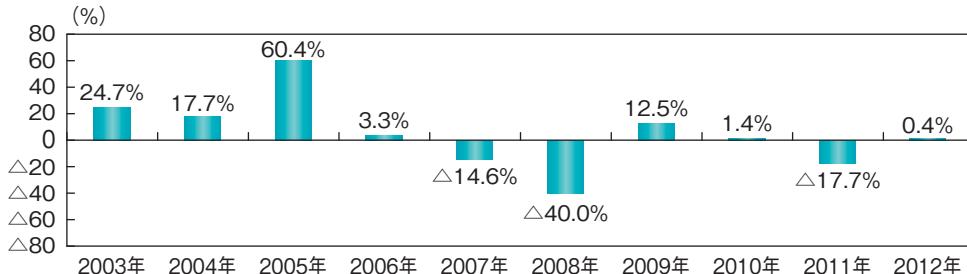
※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:117銘柄)

	銘 柄	業 種	比 率
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.17%
2	トヨタ自動車	輸送用機器	2.98%
3	日立製作所	電気機器	2.51%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.40%
5	東レ	繊維製品	2.28%
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.10%
7	キヤノン	電気機器	2.02%
8	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2.01%
9	本田技研工業	輸送用機器	1.81%
10	三井物産	卸売業	1.78%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間收益率の推移



※ ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※ 2012年は、2012年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年1月26日から2013年1月25日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2017年10月25日まで(1997年10月31日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用があります。 ・原則として、益金不算入制度が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.596%(税抜1.52%) 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。				
	<運用管理費用の配分>				
	販売会社毎の純資産総額	運用管理費用(年率)	委託会社	販売会社	
合 計		受託会社			
300億円以下の部分		0.651% (0.62%)	0.840% (0.80%)	0.105% (0.10%)	
300億円超の部分		1.596% (1.52%)	0.546% (0.52%)		
※括弧内は税抜です。					
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%*
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%*

*2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

※上記は、2012年7月25日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am